

令和6年度
第5回
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和6年9月17日（火）午前10時

会 場 盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

一 次 第 一

開 会

1 議 題

- (1) 岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問、審議、採決及び答申）
- (2) 特別小委員会における審議結果報告について
- (3) 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（審議、採決及び答申）
- (4) 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
- (5) 特定（産業別）最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について
- (6) その他

2 その他

閉 会

令和6年度 第5回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和6年9月17日（火）午前10時～

場所：盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区分	氏名	所属等
公益代表委員	植村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	郷右近 勤	岩手日報社 執行役員兼論説委員会委員
	近藤 信一	岩手県立大学 教授
	齋藤 信之	元 岩手県労働委員会 事務局長
	丸山 仁	岩手大学 教授
労働者代表委員	小菅 孝広	JAM青森岩手県連絡会 副事務局長
	小林 斉	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	藤本 誠	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	山田 清秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	菊池 透	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤田 芳男	岩手県経営者協会 専務理事
	松川 顕	盛岡ガス（株） 常務取締役
	宗形 金吉	岩手県商工会連合会 専務理事

五十音順

【事務局】

所属等	役職	氏名	
岩手労働局	局長	栗村 勝行	
	労働基準部	労働基準部長	加藤 大介
		賃金室長	境澤 淳
		賃金室長補佐	五十嵐 由佳子

審議会資料一覧

- 資料 No. 1 特定（産業別）最低賃金の改正決定を求める申出書（5産業分抜粋）
- 資料 No. 2 令和6年最低賃金に関する基礎調査結果
- 資料 No. 3 岩手地方最低賃金審議会の答申に関する異議申出書（一般社団法人岩手県タクシー協会 6.9.3）
- 資料 No. 4 岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申出書（岩手県労働組合連合会 6.9.12）
- 資料 No. 5 岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申出書（いわて非正規雇用労働者センター 6.9.12）
- 資料 No. 6 岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申出書（いわて生協労働組合 6.9.12）
- 資料 No. 7 岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申出書（岩手県農業協同組合労働組合 6.9.12）
- 資料 No. 8 2024年度岩手県最低賃金の改正決定に対する異議申出（岩手県医療労働組合連合会 6.9.12）
- 資料 No. 9 岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申出書（岩手県地域労働組合 6.9.12）
- 資料 No. 10 令和6年度岩手地方最低賃金審議会開催計画（修正案）

2024年 7月 30日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

岩手県 3-15
基幹
電 24-361

岩手県 3-7
J A 県
電

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行うことに合意し下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
岩手県において、鉄鋼業E22 (2211、2251、2252、2291、2293、2299 は除く)、金属線製品E247、その他の金属製品製造業E249を営む使用者に使用される労働者1,453名
2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名
岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金
3. 申し出の内容
上記2. の最低賃金の改正決定を求めるものである。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
岩手県内組織労働者の最低賃金の労働協約を未組織労働者に拡張適用させ、賃金の最低額を保障することによる労働条件の向上を目的とする労働協約ケースでの申し出であり、申し出要件である賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が3分の1以上 (協約率は、717名÷1,453名×100=49.3%) に達していることから法定最低賃金の改正を求めるものである。

労働協約上の賃金の最も低い額	1,028円/時間額
現在適用されている法定最低賃金	949円/時間額



5. 添付書類
 - ① 労使の最低賃金に関する協定書 (写)
 - ② 申請に関する合意および申請代表者に対する委任書
 - ③ 岩手県における鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業の適用使用者と適用労働者の概数

2024年7月26日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

岩手県 〇〇〇-3-7
J A M 〇〇〇 連絡会
会 長 〇〇〇 様

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正決定を下記のとおり申し出る。

記

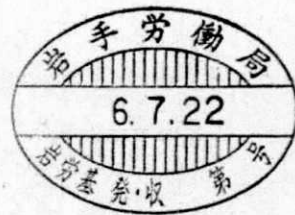
- 1 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
岩手県において、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業を営む使用者に使用される労働者 1,835名
- 2 改正決定を申し出る最低賃金の件名
岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
- 3 申し出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求めるものである。
- 4 申し出の理由
申し出ケースは、申し出産業における事業の公正な競争を確保することを目的として、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上(869名÷1,835名×100=47.3%)の合意をもって法定最低賃金の金額改正が必要であることを求めるものである。

現在適用されている法定最低賃金 925円/時間額

- 5 添付書類
 - ① 岩手県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の適用使用者と適用労働者の概況
 - ② 岩手県地方産業別最低賃金公正競争ケース疎明資料
 - ③ 最低賃金改定申請に関する決議書
 - ④ 申請に関する申請代表者に対する委任書



申 出 書



全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
岩 手 地 域 協 議 会

岩手労働局 局長 栗村 勝行 様

令和6年7月17日

岩手県北上市鍛冶

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会岩手県

議長

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岩手県内において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 9,883 名。

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金。

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

- (1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1の合意をもって、法定最低賃金の金額改正を求めるものである。
- (2) 申し出産業は、販売額、労働者数などから見ても、県内の賃金秩序に与える影響が大きいだけでなく、雇用、消費などの地域経済においても重要性をもつこと。また、本産業で働く全ての労働者、とくに非正規労働者を含む中小零細規模事業所に働く未組織労働者の賃金の底支えに大きな役割を果たし、事業の公正競争を確保し、中・長期的に電機産業の発展と雇用安定に大きく寄与するものと確信している。
- (3) 現在適用されている法定最低賃金額=917 円/h は全国下位に位置している。岩手のものづくり産業に働く仲間として、そこに従事する労使ともに生産性向上への取り組みが、県内企業の発展へ大きく寄与するものであり、未組織労働者の大幅な賃金改善が必要であると考えます。

5. 添付資料

添付資料1. 岩手県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数。

添付資料2. 賃金の最低額に関する労使協定、覚書。

添付資料3. 最低賃金額改正の必要性の決議書。

添付資料4. 申出代表者に対する合意委任書。

6. 疎明資料

- ①産業別・企業規模別・男女別現金給与、所定内給与額の格差一覧表。
- ②短時間パート労働者の1時間あたり所定内給与額。
- ③事業所別 18 歳最低賃金と岩手県電気機械器具製造業との賃金格差一覧。
- ④全国電気機械器具製造業最低賃金推移表。

以上

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

令和6年7月24日

U A 支部
支 清

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を求めることを下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
岩手県において、百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者 1,719名
2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名
岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金
3. 申出の内容
上記2. の最低賃金の改正決定を求めるものである。最低賃金額については、最低賃金法第15条2項に基づく岩手県地方最低賃金審議会の決定によるものとする。
4. 申出の理由
岩手県内の組織労働者の最低賃金の労働協約を未組織労働者に拡張適用させ、労働条件の向上を目的とする労働協約ケースによる申し出であり、申し出要件となる賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が基幹的労働者の3分の1以上に達していることから法定最低賃金の改正を求めるものである。

労働協約上の最低賃金の最も低い額 970円
現在適用されている法定最低賃金 岩手県最低賃金893円
(百貨店、総合スーパー特定最賃800円)
5. 最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲
岩手県において、百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満および65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の労働者
 - (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する労働者



6. 添付資料

- (1) 岩手県における百貨店、総合スーパーの労働協約適用労働者数と労働協約上の最低賃金額（資料1）
- (2) 申請代表者に対する委任書
- (3) 労使の最低賃金に関する労働協約（協定書等）

以上

2024年7月31日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

自動車総連岩手地方協議
議長 豊嶋 昌

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、岩手県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
岩手県において自動車小売業(除く二輪自動車小売業)を営む使用者に使用される労働者 5,108名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
岩手県自動車小売業最低賃金
3. 申出の内容
上記2の最低賃金の改定を求める。尚、最低賃金は最低賃金法第15条の2に基づく岩手県地方最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
 - (1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の決定を求めるものである。
 - (2) 申し出産業は労働者数、販売額からみて地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく雇用、消費等地域経済においても重要な役割をはたしている。
 - (3) 現在適用されている法定最低賃金 = 945円/時間
5. 添付書類
 - (1) 労使協定の写し
 - (2) 機関決定の写し
 - (3) 申し出合意書及び委任状
 - (4) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - (5) 疎明資料

以上



令和6年最低賃金に関する基礎調査結果

〈調査の概要〉

1 調査の地域

岩手県内

2 調査の対象

- (1) 岩手県最低賃金と特定(産業別)最低賃金とでは、別々の調査対象事業所を選定している。
- (2) 製造業及び情報通信業のうち新聞業及び出版業については、常用労働者100人未満を雇用している事業所。
- (3) 卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）については、常用労働者30人未満を雇用している事業所。
なお、小売業のうち各種商品小売業は1人以上、百貨店、総合スーパーについては、50人以上の事業所を対象としている。

3 調査事業所

調査対象1, 723事業所 有効集計事業所980事業所(10, 132人)

調査結果については、産業別、事業所規模別の標本労働者数を母集団労働者数に復元することにより推計したものである。

4 調査対象期日

令和6年6月1日現在

5 調査事項

(1) 事業所に関する事項

主要な生産品の名称又は事業の内容、事業所の労働者数

(2) 労働者に関する事項

性、就業形態、年齢、勤続年数、職種又は仕事の内容、賃金形態、基本給額、諸手当、月間所定労働日数、1日の所定労働時間数

6 調査方法

調査対象事業所の事業主に対し、調査票を郵送配付し、郵送又はオンラインによる調査を行った。

令和6年 最低賃金に関する基礎調査地区割表

県北

久慈市 二戸市
 野田村 普代村
 洋野町 軽米町
 九戸村 一戸町

県央

盛岡市 滝沢市
 八幡平市
 雫石町 葛巻町
 岩手町
 紫波町 矢巾町

県南

花巻市 北上市
 奥州市 一関市
 遠野市
 西和賀町 金ヶ崎町
 平泉町

沿岸

宮古市 釜石市
 大船渡市 陸前高田市
 住田町
 大槌町 山田町
 岩泉町 田野畑村



令和6年

総括表（鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業）

就業形態：全て（産別適用除外除く）

949円

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	規模別			地域別			
		1～9人	10～29人	30～99人	県北	県央	県南	沿岸
計	668	60	289	319		75	428	165
円	11		4	7		1	10	
- 948	(1.6)		(1.6)	(2.0)		(1.4)	(2.3)	
949 - 949	15 (2.3)	4 (7.0)	4 (1.6)	7 (2.0)		1 (1.4)	13 (3.1)	1 (0.6)
950 - 950	29 (4.3)	5 (8.8)	17 (6.0)	7 (2.0)		1 (1.4)	26 (6.1)	2 (1.3)
951 - 951	29 (4.3)	5 (8.8)	17 (6.0)	7 (2.0)		1 (1.4)	26 (6.1)	2 (1.3)
952 - 952	29 (4.3)	5 (8.8)	17 (6.0)	7 (2.0)		1 (1.4)	26 (6.1)	2 (1.3)
953 - 953	29 (4.3)	5 (8.8)	17 (6.0)	7 (2.0)		1 (1.4)	26 (6.1)	2 (1.3)
954 - 954	29 (4.3)	5 (8.8)	17 (6.0)	7 (2.0)		1 (1.4)	26 (6.1)	2 (1.3)
955 - 955	29 (4.3)	5 (8.8)	17 (6.0)	7 (2.0)		1 (1.4)	26 (6.1)	2 (1.3)
956 - 956	31 (4.7)	5 (8.8)	20 (6.8)	7 (2.0)		1 (1.4)	28 (6.6)	2 (1.3)
957 - 957	31 (4.7)	5 (8.8)	20 (6.8)	7 (2.0)		1 (1.4)	28 (6.6)	2 (1.3)
958 - 958	31 (4.7)	5 (8.8)	20 (6.8)	7 (2.0)		1 (1.4)	28 (6.6)	2 (1.3)
959 - 959	31 (4.7)	5 (8.8)	20 (6.8)	7 (2.0)		1 (1.4)	28 (6.6)	2 (1.3)
960 - 960	31 (4.7)	5 (8.8)	20 (6.8)	7 (2.0)		1 (1.4)	28 (6.6)	2 (1.3)
961 - 961	31 (4.7)	5 (8.8)	20 (6.8)	7 (2.0)		1 (1.4)	28 (6.6)	2 (1.3)
962 - 962	31 (4.7)	5 (8.8)	20 (6.8)	7 (2.0)		1 (1.4)	28 (6.6)	2 (1.3)
963 - 963	31 (4.7)	5 (8.8)	20 (6.8)	7 (2.0)		1 (1.4)	28 (6.6)	2 (1.3)
964 - 964	31 (4.7)	5 (8.8)	20 (6.8)	7 (2.0)		1 (1.4)	28 (6.6)	2 (1.3)
965 - 965	31 (4.7)	5 (8.8)	20 (6.8)	7 (2.0)		1 (1.4)	28 (6.6)	2 (1.3)
966 - 966	31 (4.7)	5 (8.8)	20 (6.8)	7 (2.0)		1 (1.4)	28 (6.6)	2 (1.3)
967 - 967	31 (4.7)	5 (8.8)	20 (6.8)	7 (2.0)		1 (1.4)	28 (6.6)	2 (1.3)
968 - 968	31 (4.7)	5 (8.8)	20 (6.8)	7 (2.0)		1 (1.4)	28 (6.6)	2 (1.3)
969 - 969	31 (4.7)	5 (8.8)	20 (6.8)	7 (2.0)		1 (1.4)	28 (6.6)	2 (1.3)
970 - 970	31 (4.7)	5 (8.8)	20 (6.8)	7 (2.0)		1 (1.4)	28 (6.6)	2 (1.3)
971 - 971	31 (4.7)	5 (8.8)	20 (6.8)	7 (2.0)		1 (1.4)	28 (6.6)	2 (1.3)
972 - 972	33 (4.9)	5 (8.8)	21 (7.2)	7 (2.0)		1 (1.4)	29 (6.9)	2 (1.3)
973 - 973	33 (4.9)	5 (8.8)	21 (7.2)	7 (2.0)		1 (1.4)	29 (6.9)	2 (1.3)
974 - 974	33 (4.9)	5 (8.8)	21 (7.2)	7 (2.0)		1 (1.4)	29 (6.9)	2 (1.3)
975 - 975	33 (4.9)	5 (8.8)	21 (7.2)	7 (2.0)		1 (1.4)	29 (6.9)	2 (1.3)
976 - 976	33 (4.9)	5 (8.8)	21 (7.2)	7 (2.0)		1 (1.4)	29 (6.9)	2 (1.3)
977 - 977	33 (4.9)	5 (8.8)	21 (7.2)	7 (2.0)		1 (1.4)	29 (6.9)	2 (1.3)
978 - 978	34 (5.0)	6 (10.5)	21 (7.2)	7 (2.0)		1 (1.4)	29 (6.9)	3 (1.9)
979 - 979	34 (5.0)	6 (10.5)	21 (7.2)	7 (2.0)		1 (1.4)	29 (6.9)	3 (1.9)
980 - 980	34 (5.0)	6 (10.5)	21 (7.2)	7 (2.0)		1 (1.4)	29 (6.9)	3 (1.9)
981 - 981	34 (5.0)	6 (10.5)	21 (7.2)	7 (2.0)		1 (1.4)	29 (6.9)	3 (1.9)
982 - 982	37 (5.5)	7 (12.2)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	4 (2.5)
983 - 983	37 (5.5)	7 (12.2)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	4 (2.5)
984 - 984	37 (5.5)	7 (12.2)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	4 (2.5)

985	985	37 (5.5)	7 (12.2)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	4 (2.5)
986	986	37 (5.5)	7 (12.2)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	4 (2.5)
987	987	37 (5.5)	7 (12.2)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	4 (2.5)
988	988	38 (5.7)	8 (14.0)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	5 (3.1)
989	989	38 (5.7)	8 (14.0)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	5 (3.1)
990	990	38 (5.7)	8 (14.0)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	5 (3.1)
991	991	38 (5.7)	8 (14.0)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	5 (3.1)
992	992	38 (5.7)	8 (14.0)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	5 (3.1)
993	993	38 (5.7)	8 (14.0)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	5 (3.1)
994	994	38 (5.7)	8 (14.0)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	5 (3.1)
995	995	39 (5.8)	9 (15.7)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	6 (3.8)
996	996	39 (5.8)	9 (15.7)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	6 (3.8)
997	997	39 (5.8)	9 (15.7)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	6 (3.8)
998	998	39 (5.8)	9 (15.7)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	6 (3.8)
999	999	39 (5.8)	9 (15.7)	21 (7.2)	9 (2.7)		1 (1.4)	32 (7.4)	6 (3.8)
1000	1000	43 (6.4)	13 (21.0)	22 (7.5)	9 (2.7)		2 (2.7)	35 (8.1)	6 (3.8)
1001	1001	43 (6.4)	13 (21.0)	22 (7.5)	9 (2.7)		2 (2.7)	35 (8.1)	6 (3.8)
1002	1002	43 (6.4)	13 (21.0)	22 (7.5)	9 (2.7)		2 (2.7)	35 (8.1)	6 (3.8)
1003	1003	43 (6.4)	13 (21.0)	22 (7.5)	9 (2.7)		2 (2.7)	35 (8.1)	6 (3.8)
1004	1004	43 (6.4)	13 (21.0)	22 (7.5)	9 (2.7)		2 (2.7)	35 (8.1)	6 (3.8)
1005	1009	48 (7.1)	13 (21.0)	24 (8.3)	11 (3.4)		2 (2.7)	39 (9.2)	6 (3.8)
1010	1019	52 (7.8)	13 (21.0)	24 (8.3)	15 (4.8)		2 (2.7)	44 (10.2)	6 (3.8)
1020	1029	54 (8.1)	13 (21.0)	24 (8.3)	17 (5.4)		2 (2.7)	46 (10.7)	6 (3.8)
1030	1039	59 (8.9)	14 (22.7)	26 (9.1)	20 (6.1)		3 (4.1)	49 (11.5)	7 (4.4)
1040	1049	62 (9.2)	14 (22.7)	26 (9.1)	22 (6.8)		3 (4.1)	51 (12.0)	7 (4.4)
1050	1059	71 (10.7)	20 (33.4)	27 (9.5)	24 (7.5)		3 (4.1)	61 (14.3)	7 (4.4)
1060	1069	75 (11.2)	21 (35.1)	30 (10.3)	24 (7.5)		3 (4.1)	63 (14.8)	8 (5.0)
1070	1079	78 (11.7)	23 (38.6)	31 (10.7)	24 (7.5)		3 (4.1)	64 (15.1)	10 (6.3)
1080	1089	80 (12.0)	24 (40.3)	32 (11.1)	24 (7.5)		3 (4.1)	66 (15.3)	11 (6.9)
1090	1099	83 (12.5)	24 (40.3)	35 (12.2)	24 (7.5)		4 (5.4)	68 (15.9)	11 (6.9)
1100	1199	161 (24.0)	32 (52.7)	68 (23.6)	61 (19.1)		18 (24.3)	125 (29.3)	17 (10.2)
1200	1299	234 (35.0)	32 (52.7)	111 (38.5)	91 (28.6)		33 (44.6)	172 (40.2)	29 (17.3)
1300	1399	337 (50.5)	34 (56.1)	167 (57.7)	137 (42.9)		45 (59.5)	234 (54.7)	59 (35.4)
1400	1499	410 (61.4)	40 (66.6)	201 (69.5)	169 (53.1)		50 (66.2)	293 (68.5)	68 (40.9)
1500		668 (100.0)	60 (100.0)	289 (100.0)	319 (100.0)		75 (100.0)	428 (100.0)	165 (100.0)
月平均賃金額		250,468	215,883	244,183	262,667		252,332	237,159	284,080
時間当平均賃金額		1,468	1,354	1,441	1,514		1,439	1,400	1,657
月一人当たり労働時間数		170	159	169	173		175	169	171
第1・20分位数		978	949	950	1,024		1,099	950	1,068
第1・10分位数		1,056	978	1,068	1,125		1,150	1,011	1,190
第1・4分位数		1,205	1,050	1,203	1,256		1,202	1,167	1,336
中位数		1,397	1,177	1,336	1,455		1,321	1,359	1,569
四分位偏差係数		0.1475	0.2379	0.1344	0.1443		0.1363	0.1472	0.1673

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

総括表（光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業）

就業形態：全て（産別適用除外除く）

925円

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	規模別			地域別			
		1～9人	10～29人	30～99人	県北	県央	県南	沿岸
計	639	23	252	364		40	599	
円	71		38	33		2	70	
- 924	(11.1)		(15.0)	(9.1)		(3.8)	(11.6)	
925 - 925	114 (17.9)		48 (18.9)	67 (18.3)		2 (3.8)	113 (18.8)	
926 - 926	114 (17.9)		48 (18.9)	67 (18.3)		2 (3.8)	113 (18.8)	
927 - 927	114 (17.9)		48 (18.9)	67 (18.3)		2 (3.8)	113 (18.8)	
928 - 928	119 (18.6)		53 (20.9)	67 (18.3)		2 (3.8)	118 (19.6)	
929 - 929	119 (18.6)		53 (20.9)	67 (18.3)		2 (3.8)	118 (19.6)	
930 - 930	123 (19.2)		54 (21.4)	69 (18.9)		2 (3.8)	121 (20.2)	
931 - 931	125 (19.5)		54 (21.4)	71 (19.5)		2 (3.8)	123 (20.6)	
932 - 932	125 (19.5)		54 (21.4)	71 (19.5)		2 (3.8)	123 (20.6)	
933 - 933	125 (19.5)		54 (21.4)	71 (19.5)		2 (3.8)	123 (20.6)	
934 - 934	127 (19.9)		56 (22.2)	71 (19.5)		2 (3.8)	126 (21.0)	
935 - 935	127 (19.9)		56 (22.2)	71 (19.5)		2 (3.8)	126 (21.0)	
936 - 936	129 (20.2)		56 (22.2)	73 (20.1)		2 (3.8)	128 (21.3)	
937 - 937	129 (20.2)		56 (22.2)	73 (20.1)		2 (3.8)	128 (21.3)	
938 - 938	131 (20.4)		57 (22.7)	73 (20.1)		2 (3.8)	129 (21.5)	
939 - 939	131 (20.4)		57 (22.7)	73 (20.1)		2 (3.8)	129 (21.5)	
940 - 940	138 (21.6)		63 (24.8)	75 (20.7)		3 (7.6)	135 (22.5)	
941 - 941	139 (21.8)		64 (25.3)	75 (20.7)		3 (7.6)	136 (22.8)	
942 - 942	139 (21.8)		64 (25.3)	75 (20.7)		3 (7.6)	136 (22.8)	
943 - 943	139 (21.8)		64 (25.3)	75 (20.7)		3 (7.6)	136 (22.8)	
944	141 (22.0)		65 (25.8)	75 (20.7)		3 (7.6)	138 (23.0)	
945	143 (22.4)		68 (26.8)	75 (20.7)		3 (7.6)	140 (23.4)	
946	147 (22.9)		69 (27.3)	78 (21.3)		3 (7.6)	144 (24.0)	
947	147 (22.9)		69 (27.3)	78 (21.3)		3 (7.6)	144 (24.0)	
948	147 (22.9)		69 (27.3)	78 (21.3)		3 (7.6)	144 (24.0)	
949	147 (22.9)		69 (27.3)	78 (21.3)		3 (7.6)	144 (24.0)	
950	149 (23.3)		69 (27.3)	80 (22.0)		3 (7.6)	146 (24.3)	
951	151 (23.6)		69 (27.3)	82 (22.6)		3 (7.6)	148 (24.7)	
952	151 (23.6)		69 (27.3)	82 (22.6)		3 (7.6)	148 (24.7)	
953	151 (23.6)		69 (27.3)	82 (22.6)		3 (7.6)	148 (24.7)	
954	151 (23.6)		69 (27.3)	82 (22.6)		3 (7.6)	148 (24.7)	
955	153 (24.0)		69 (27.3)	84 (23.2)		3 (7.6)	150 (25.1)	
956	156 (24.3)		69 (27.3)	87 (23.8)		3 (7.6)	152 (25.4)	
957	161 (25.2)		72 (28.7)	89 (24.4)		3 (7.6)	158 (26.4)	
958	161 (25.2)		72 (28.7)	89 (24.4)		3 (7.6)	158 (26.4)	
959	161 (25.2)		72 (28.7)	89 (24.4)		3 (7.6)	158 (26.4)	
960	161 (25.2)		72 (28.7)	89 (24.4)		3 (7.6)	158 (26.4)	
961	161 (25.2)		72 (28.7)	89 (24.4)		3 (7.6)	158 (26.4)	

962	962	161 (25.2)		72 (28.7)	89 (24.4)		3 (7.6)	158 (26.4)	
963	963	161 (25.2)		72 (28.7)	89 (24.4)		3 (7.6)	158 (26.4)	
964	964	161 (25.2)		72 (28.7)	89 (24.4)		3 (7.6)	158 (26.4)	
965	965	163 (25.6)		72 (28.7)	91 (25.0)		3 (7.6)	160 (26.8)	
966	966	163 (25.6)		72 (28.7)	91 (25.0)		3 (7.6)	160 (26.8)	
967	967	163 (25.6)		72 (28.7)	91 (25.0)		3 (7.6)	160 (26.8)	
968	968	163 (25.6)		72 (28.7)	91 (25.0)		3 (7.6)	160 (26.8)	
969	969	163 (25.6)		72 (28.7)	91 (25.0)		3 (7.6)	160 (26.8)	
970	970	166 (25.9)		72 (28.7)	93 (25.6)		3 (7.6)	163 (27.1)	
971	971	166 (25.9)		72 (28.7)	93 (25.6)		3 (7.6)	163 (27.1)	
972	972	166 (25.9)		72 (28.7)	93 (25.6)		3 (7.6)	163 (27.1)	
973	973	170 (26.6)		72 (28.7)	98 (26.8)		3 (7.6)	167 (27.9)	
974	974	171 (26.8)		74 (29.2)	98 (26.8)		3 (7.6)	168 (28.1)	
975	975	174 (27.1)		76 (30.1)	98 (26.8)		3 (7.6)	170 (28.5)	
976	976	175 (27.3)		77 (30.6)	98 (26.8)		3 (7.6)	172 (28.7)	
977	977	176 (27.6)		79 (31.2)	98 (26.8)		5 (11.4)	172 (28.7)	
978	978	181 (28.2)		83 (32.9)	98 (26.8)		8 (19.0)	173 (28.9)	
979	979	181 (28.2)		83 (32.9)	98 (26.8)		8 (19.0)	173 (28.9)	
980	980	181 (28.2)		83 (32.9)	98 (26.8)		8 (19.0)	173 (28.9)	
981	989	183 (28.7)		86 (34.0)	98 (26.8)		9 (22.8)	174 (29.1)	
990	999	188 (29.4)	1 (4.3)	87 (34.5)	100 (27.4)		10 (25.3)	178 (29.7)	
1000	1009	189 (29.6)	1 (4.3)	88 (35.0)	100 (27.4)		10 (25.3)	179 (29.9)	
1010	1019	200 (31.3)	2 (8.7)	94 (37.2)	104 (28.7)		14 (35.4)	186 (31.0)	
1020	1029	210 (32.8)	2 (8.7)	101 (40.0)	107 (29.3)		14 (35.4)	195 (32.6)	
1030	1039	221 (34.6)	2 (8.7)	106 (41.9)	113 (31.1)		14 (35.4)	207 (34.5)	
1040	1049	232 (36.2)	2 (8.7)	114 (45.2)	115 (31.7)		19 (46.8)	213 (35.5)	
1050	1059	245 (38.2)	2 (8.7)	123 (48.6)	120 (32.9)		20 (50.6)	224 (37.4)	
1060	1069	264 (41.2)	7 (31.5)	136 (54.0)	120 (32.9)		22 (54.4)	242 (40.3)	
1070	1079	270 (42.2)	7 (31.5)	140 (55.6)	122 (33.5)		23 (58.2)	246 (41.1)	
1080	1089	279 (43.6)	7 (31.5)	140 (55.6)	131 (36.0)		23 (58.2)	255 (42.6)	
1090	1099	285 (44.6)	7 (31.5)	140 (55.6)	138 (37.8)		23 (58.2)	262 (43.7)	
1100	1199	351 (54.9)	7 (31.5)	159 (63.2)	184 (50.6)		27 (65.8)	324 (54.2)	
1200	1299	411 (64.3)	13 (54.3)	184 (72.7)	215 (59.1)		31 (77.2)	380 (63.5)	
1300	1399	465 (72.7)	13 (54.3)	201 (79.8)	251 (68.9)		34 (84.8)	431 (71.9)	
1400	1499	505 (79.0)	18 (77.2)	208 (82.4)	280 (76.8)		36 (88.6)	470 (78.4)	
1500		639 (100.0)	23 (100.0)	252 (100.0)	364 (100.0)		40 (100.0)	599 (100.0)	
月平均賃金額		211,330	228,186	200,776	217,582		201,175	212,014	
時間当平均賃金額		1,263	1,308	1,198	1,305		1,188	1,268	
月一人当たり労働時間数		166	175	166	164		169	165	
第1・20分位数		894	1,010	895	894		940	894	
第1・10分位数		910	1,060	895	925		977	908	
第1・4分位数		957	1,060	941	970		992	955	
中位数		1,136	1,290	1,060	1,180		1,058	1,143	
四分位偏差係数		0.2170	0.1512	0.1854	0.2174		0.1215	0.2174	

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	規模別			地域別			
		1～9人	10～29人	30～99人	県北	県央	県南	沿岸
計	3,333	200	659	2,474	224	451	2,080	579
円	385	49	129	208	30	8	229	119
- 916	(11.6)	(24.6)	(19.5)	(8.4)	(13.2)	(1.7)	(11.0)	(20.5)
917 - 917	445 (13.4)	49 (24.6)	129 (19.5)	267 (10.8)	59 (26.4)	8 (1.7)	254 (12.2)	124 (21.4)
918 - 918	445 (13.4)	49 (24.6)	129 (19.5)	267 (10.8)	59 (26.4)	8 (1.7)	254 (12.2)	124 (21.4)
919 - 919	445 (13.4)	49 (24.6)	129 (19.5)	267 (10.8)	59 (26.4)	8 (1.7)	254 (12.2)	124 (21.4)
920 - 920	522 (15.7)	49 (24.6)	177 (26.8)	296 (12.0)	61 (27.2)	16 (3.5)	300 (14.4)	145 (25.1)
921 - 921	522 (15.7)	49 (24.6)	177 (26.8)	296 (12.0)	61 (27.2)	16 (3.5)	300 (14.4)	145 (25.1)
922 - 922	522 (15.7)	49 (24.6)	177 (26.8)	296 (12.0)	61 (27.2)	16 (3.5)	300 (14.4)	145 (25.1)
923 - 923	530 (15.9)	49 (24.6)	177 (26.8)	304 (12.3)	66 (29.4)	16 (3.5)	300 (14.4)	149 (25.7)
924 - 924	532 (16.0)	49 (24.6)	177 (26.8)	306 (12.4)	67 (30.1)	16 (3.5)	300 (14.4)	149 (25.7)
925 - 925	555 (16.6)	55 (27.7)	177 (26.8)	323 (13.0)	84 (37.4)	16 (3.5)	306 (14.7)	149 (25.7)
926 - 926	555 (16.6)	55 (27.7)	177 (26.8)	323 (13.0)	84 (37.4)	16 (3.5)	306 (14.7)	149 (25.7)
927 - 927	575 (17.3)	55 (27.7)	177 (26.8)	343 (13.9)	90 (40.4)	16 (3.5)	320 (15.4)	149 (25.7)
928 - 928	580 (17.4)	55 (27.7)	177 (26.8)	348 (14.1)	95 (42.6)	16 (3.5)	320 (15.4)	149 (25.7)
929 - 929	584 (17.5)	55 (27.7)	177 (26.8)	352 (14.2)	95 (42.6)	16 (3.5)	324 (15.6)	149 (25.7)
930 - 930	649 (19.5)	55 (27.7)	213 (32.4)	380 (15.4)	97 (43.3)	16 (3.5)	382 (18.4)	154 (26.6)
931 - 931	652 (19.5)	55 (27.7)	216 (32.8)	380 (15.4)	97 (43.3)	16 (3.5)	384 (18.5)	154 (26.6)
932 - 932	670 (20.1)	55 (27.7)	216 (32.8)	398 (16.1)	97 (43.3)	20 (4.4)	399 (19.2)	154 (26.6)
933 - 933	670 (20.1)	55 (27.7)	216 (32.8)	398 (16.1)	97 (43.3)	20 (4.4)	399 (19.2)	154 (26.6)
934 - 934	673 (20.2)	55 (27.7)	216 (32.8)	402 (16.2)	97 (43.3)	20 (4.4)	402 (19.3)	154 (26.6)
935 - 935	688 (20.6)	55 (27.7)	216 (32.8)	416 (16.8)	97 (43.3)	20 (4.4)	416 (20.0)	154 (26.6)
936 - 936	688 (20.6)	55 (27.7)	216 (32.8)	416 (16.8)	97 (43.3)	20 (4.4)	416 (20.0)	154 (26.6)
937 - 937	705 (21.2)	61 (30.7)	224 (34.0)	420 (17.0)	97 (43.3)	20 (4.4)	428 (20.6)	160 (27.7)
938 - 938	709 (21.3)	61 (30.7)	224 (34.0)	423 (17.1)	97 (43.3)	20 (4.4)	431 (20.7)	160 (27.7)
939 - 939	709 (21.3)	61 (30.7)	224 (34.0)	423 (17.1)	97 (43.3)	20 (4.4)	431 (20.7)	160 (27.7)
940 - 940	745 (22.4)	61 (30.7)	247 (37.4)	437 (17.7)	100 (44.8)	24 (5.3)	438 (21.1)	183 (31.6)
941 - 941	745 (22.4)	61 (30.7)	247 (37.4)	437 (17.7)	100 (44.8)	24 (5.3)	438 (21.1)	183 (31.6)
942 - 942	745 (22.4)	61 (30.7)	247 (37.4)	437 (17.7)	100 (44.8)	24 (5.3)	438 (21.1)	183 (31.6)
943 - 943	745 (22.4)	61 (30.7)	247 (37.4)	437 (17.7)	100 (44.8)	24 (5.3)	438 (21.1)	183 (31.6)
944 - 944	747 (22.4)	61 (30.7)	247 (37.4)	439 (17.7)	102 (45.5)	24 (5.3)	438 (21.1)	183 (31.6)
945 - 945	767 (23.0)	68 (33.7)	247 (37.4)	453 (18.3)	105 (47.0)	24 (5.3)	455 (21.9)	183 (31.6)
946 - 946	778 (23.3)	68 (33.7)	247 (37.4)	464 (18.7)	105 (47.0)	24 (5.3)	466 (22.4)	183 (31.6)
947 - 947	788 (23.7)	68 (33.7)	247 (37.4)	474 (19.2)	105 (47.0)	24 (5.3)	477 (22.9)	183 (31.6)
948 - 948	788 (23.7)	68 (33.7)	247 (37.4)	474 (19.2)	105 (47.0)	24 (5.3)	477 (22.9)	183 (31.6)
949 - 949	790 (23.7)	68 (33.7)	247 (37.4)	476 (19.2)	105 (47.0)	24 (5.3)	477 (22.9)	184 (31.9)
950 - 950	817 (24.5)	74 (36.8)	249 (37.8)	494 (20.0)	109 (48.5)	24 (5.3)	496 (23.9)	188 (32.5)
951 - 951	831 (24.9)	74 (36.8)	249 (37.8)	508 (20.5)	109 (48.5)	24 (5.3)	496 (23.9)	202 (34.9)
952 - 952	841 (25.2)	74 (36.8)	249 (37.8)	518 (21.0)	109 (48.5)	24 (5.3)	503 (24.2)	206 (35.6)
953 - 953	843 (25.3)	74 (36.8)	249 (37.8)	520 (21.0)	109 (48.5)	24 (5.3)	503 (24.2)	207 (35.9)

954	954	855 (25.7)	74 (36.8)	254 (38.6)	527 (21.3)	114 (50.7)	24 (5.3)	508 (24.4)	209 (36.2)
955	955	874 (26.2)	74 (36.8)	254 (38.6)	546 (22.1)	115 (51.4)	24 (5.3)	519 (25.0)	216 (37.4)
956	956	876 (26.3)	74 (36.8)	254 (38.6)	548 (22.1)	115 (51.4)	24 (5.3)	519 (25.0)	218 (37.7)
957	957	881 (26.4)	74 (36.8)	257 (39.0)	550 (22.2)	115 (51.4)	24 (5.3)	522 (25.1)	220 (38.0)
958	958	886 (26.6)	74 (36.8)	257 (39.0)	555 (22.4)	117 (52.1)	24 (5.3)	525 (25.3)	220 (38.0)
959	959	886 (26.6)	74 (36.8)	257 (39.0)	555 (22.4)	117 (52.1)	24 (5.3)	525 (25.3)	220 (38.0)
960	960	893 (26.8)	74 (36.8)	257 (39.0)	562 (22.7)	117 (52.1)	24 (5.3)	532 (25.6)	220 (38.0)
961	961	908 (27.2)	74 (36.8)	260 (39.4)	575 (23.2)	117 (52.1)	24 (5.3)	539 (25.9)	229 (39.5)
962	962	916 (27.5)	74 (36.8)	262 (39.8)	580 (23.4)	118 (52.9)	24 (5.3)	545 (26.2)	229 (39.5)
963	963	917 (27.5)	74 (36.8)	262 (39.8)	581 (23.5)	118 (52.9)	24 (5.3)	545 (26.2)	230 (39.8)
964	964	926 (27.8)	74 (36.8)	268 (40.6)	585 (23.6)	120 (53.6)	24 (5.3)	550 (26.4)	232 (40.1)
965	965	943 (28.3)	74 (36.8)	272 (41.3)	597 (24.1)	120 (53.6)	24 (5.3)	563 (27.1)	236 (40.8)
966	966	945 (28.3)	74 (36.8)	272 (41.3)	599 (24.2)	122 (54.3)	24 (5.3)	563 (27.1)	236 (40.8)
967	967	950 (28.5)	74 (36.8)	277 (42.1)	599 (24.2)	122 (54.3)	24 (5.3)	569 (27.3)	236 (40.8)
968	968	953 (28.6)	74 (36.8)	277 (42.1)	602 (24.3)	123 (55.1)	24 (5.3)	569 (27.3)	238 (41.1)
969	969	953 (28.6)	74 (36.8)	277 (42.1)	602 (24.3)	123 (55.1)	24 (5.3)	569 (27.3)	238 (41.1)
970	970	971 (29.1)	80 (39.9)	282 (42.8)	609 (24.6)	123 (55.1)	26 (5.8)	584 (28.1)	238 (41.1)
971	971	975 (29.2)	80 (39.9)	284 (43.1)	611 (24.7)	125 (55.8)	26 (5.8)	584 (28.1)	240 (41.4)
972	972	984 (29.5)	86 (43.0)	287 (43.5)	611 (24.7)	125 (55.8)	26 (5.8)	593 (28.5)	240 (41.4)
973	979	1,004 (30.1)	86 (43.0)	289 (43.9)	629 (25.4)	128 (57.3)	26 (5.8)	599 (28.8)	250 (43.2)
980	989	1,054 (31.6)	86 (43.0)	296 (44.9)	673 (27.2)	132 (58.7)	28 (6.2)	620 (29.8)	275 (47.5)
990	999	1,111 (33.3)	86 (43.0)	312 (47.3)	713 (28.8)	137 (60.9)	28 (6.2)	657 (31.6)	289 (50.0)
1000	1009	1,187 (35.6)	94 (46.9)	341 (51.8)	752 (30.4)	142 (63.2)	32 (7.1)	686 (33.0)	328 (56.6)
1010	1019	1,222 (36.7)	94 (46.9)	341 (51.8)	787 (31.8)	151 (67.6)	32 (7.1)	707 (34.0)	331 (57.3)
1020	1029	1,253 (37.6)	94 (46.9)	344 (52.2)	815 (32.9)	158 (70.5)	32 (7.1)	731 (35.2)	331 (57.3)
1030	1039	1,289 (38.7)	106 (53.0)	354 (53.8)	829 (33.5)	161 (72.0)	32 (7.1)	761 (36.6)	335 (57.9)
1040	1049	1,334 (40.0)	106 (53.0)	362 (54.9)	866 (35.0)	166 (74.2)	36 (8.0)	791 (38.1)	340 (58.8)
1050	1059	1,362 (40.9)	106 (53.0)	367 (55.7)	889 (35.9)	168 (74.9)	36 (8.0)	811 (39.0)	347 (60.0)
1060	1069	1,391 (41.7)	106 (53.0)	380 (57.8)	905 (36.6)	171 (76.4)	36 (8.0)	829 (39.9)	355 (61.3)
1070	1079	1,419 (42.6)	106 (53.0)	394 (59.8)	919 (37.1)	171 (76.4)	36 (8.0)	853 (41.0)	358 (61.9)
1080	1089	1,437 (43.1)	106 (53.0)	396 (60.2)	935 (37.8)	171 (76.4)	36 (8.0)	867 (41.7)	364 (62.8)
1090	1099	1,477 (44.3)	118 (59.2)	404 (61.4)	954 (38.6)	171 (76.4)	36 (8.0)	897 (43.2)	372 (64.4)
1100	1199	1,786 (53.6)	145 (72.6)	443 (67.3)	1,197 (48.4)	194 (86.8)	61 (13.6)	1,119 (53.8)	411 (71.1)
1200	1299	2,057 (61.7)	148 (73.7)	495 (75.2)	1,415 (57.2)	202 (90.1)	86 (19.0)	1,316 (63.3)	454 (78.5)
1300	1399	2,248 (67.5)	156 (78.0)	518 (78.6)	1,575 (63.6)	209 (93.1)	116 (25.7)	1,440 (69.2)	484 (83.7)
1400	1499	2,482 (74.5)	165 (82.2)	539 (81.9)	1,779 (71.9)	214 (95.7)	175 (38.9)	1,589 (76.4)	504 (87.1)
1500		3,333 (100.0)	200 (100.0)	659 (100.0)	2,474 (100.0)	224 (100.0)	451 (100.0)	2,080 (100.0)	579 (100.0)
月平均賃金額		213,128	179,007	186,358	223,013	170,099	284,482	211,571	179,770
時間当平均賃金額		1,311	1,246	1,198	1,346	1,033	1,708	1,299	1,150
月一人当たり労働時間数		161	139	154	165	164	166	162	154
第1・20分位数		897	893	893	898	894	940	893	897
第1・10分位数		910	900	897	917	910	1,120	910	898
第1・4分位数		952	925	920	976	917	1,392	957	920
中位数		1,159	1,030	1,000	1,211	954	1,637	1,170	1,000
四分位偏差係数		0.2407	0.1981	0.1875	0.2473	0.0776	0.1796	0.2205	0.1655

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

令和6年

総括表（自動車小売業）

就業形態：全て（産別適用除外除く）

945円

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	規模別			地域別			
		1～9人	10～29人	30～99人	県北	県央	県南	沿岸
計	4,839	1,218	3,154	468	343	2,123	1,768	605
円	101	48	46	6	11	34	31	24
- 944	(2.1)	(4.0)	(1.5)	(1.3)	(3.3)	(1.6)	(1.8)	(4.0)
945 - 945	106 (2.2)	51 (4.2)	49 (1.6)	6 (1.3)	11 (3.3)	36 (1.7)	34 (1.9)	24 (4.0)
946 - 946	109 (2.2)	51 (4.2)	52 (1.6)	6 (1.3)	11 (3.3)	39 (1.9)	34 (1.9)	24 (4.0)
947 - 947	117 (2.4)	51 (4.2)	55 (1.7)	11 (2.4)	11 (3.3)	47 (2.2)	34 (1.9)	24 (4.0)
948 - 948	117 (2.4)	51 (4.2)	55 (1.7)	11 (2.4)	11 (3.3)	47 (2.2)	34 (1.9)	24 (4.0)
949 - 949	117 (2.4)	51 (4.2)	55 (1.7)	11 (2.4)	11 (3.3)	47 (2.2)	34 (1.9)	24 (4.0)
950 - 950	167 (3.4)	66 (5.4)	87 (2.8)	14 (2.9)	11 (3.3)	71 (3.3)	60 (3.4)	24 (4.0)
951 - 951	167 (3.4)	66 (5.4)	87 (2.8)	14 (2.9)	11 (3.3)	71 (3.3)	60 (3.4)	24 (4.0)
952 - 952	172 (3.6)	68 (5.6)	90 (2.9)	14 (2.9)	11 (3.3)	76 (3.6)	60 (3.4)	24 (4.0)
953 - 953	172 (3.6)	68 (5.6)	90 (2.9)	14 (2.9)	11 (3.3)	76 (3.6)	60 (3.4)	24 (4.0)
954 - 954	172 (3.6)	68 (5.6)	90 (2.9)	14 (2.9)	11 (3.3)	76 (3.6)	60 (3.4)	24 (4.0)
955 - 955	172 (3.6)	68 (5.6)	90 (2.9)	14 (2.9)	11 (3.3)	76 (3.6)	60 (3.4)	24 (4.0)
956 - 956	172 (3.6)	68 (5.6)	90 (2.9)	14 (2.9)	11 (3.3)	76 (3.6)	60 (3.4)	24 (4.0)
957 - 957	172 (3.6)	68 (5.6)	90 (2.9)	14 (2.9)	11 (3.3)	76 (3.6)	60 (3.4)	24 (4.0)
958 - 958	172 (3.6)	68 (5.6)	90 (2.9)	14 (2.9)	11 (3.3)	76 (3.6)	60 (3.4)	24 (4.0)
959 - 959	175 (3.6)	71 (5.8)	90 (2.9)	14 (2.9)	11 (3.3)	79 (3.7)	60 (3.4)	24 (4.0)
960 - 960	177 (3.7)	71 (5.8)	93 (2.9)	14 (2.9)	11 (3.3)	79 (3.7)	63 (3.6)	24 (4.0)
961 - 961	177 (3.7)	71 (5.8)	93 (2.9)	14 (2.9)	11 (3.3)	79 (3.7)	63 (3.6)	24 (4.0)
962 - 962	177 (3.7)	71 (5.8)	93 (2.9)	14 (2.9)	11 (3.3)	79 (3.7)	63 (3.6)	24 (4.0)
963 - 963	182 (3.8)	73 (6.0)	93 (2.9)	16 (3.4)	11 (3.3)	84 (3.9)	63 (3.6)	24 (4.0)
964 - 964	182 (3.8)	73 (6.0)	93 (2.9)	16 (3.4)	11 (3.3)	84 (3.9)	63 (3.6)	24 (4.0)
965 - 965	188 (3.9)	79 (6.5)	93 (2.9)	16 (3.4)	11 (3.3)	84 (3.9)	69 (3.9)	24 (4.0)
966 - 966	191 (3.9)	79 (6.5)	95 (3.0)	16 (3.4)	11 (3.3)	84 (3.9)	71 (4.0)	24 (4.0)
967 - 967	193 (4.0)	79 (6.5)	98 (3.1)	16 (3.4)	11 (3.3)	87 (4.1)	71 (4.0)	24 (4.0)
968 - 968	193 (4.0)	79 (6.5)	98 (3.1)	16 (3.4)	11 (3.3)	87 (4.1)	71 (4.0)	24 (4.0)
969 - 969	199 (4.1)	79 (6.5)	104 (3.3)	16 (3.4)	11 (3.3)	89 (4.2)	74 (4.2)	24 (4.0)
970 - 970	210 (4.3)	79 (6.5)	115 (3.6)	16 (3.4)	11 (3.3)	89 (4.2)	82 (4.6)	28 (4.6)
971 - 971	211 (4.4)	79 (6.5)	115 (3.6)	17 (3.7)	11 (3.3)	89 (4.2)	83 (4.7)	28 (4.6)
972 - 972	216 (4.5)	84 (6.9)	115 (3.6)	17 (3.7)	11 (3.3)	94 (4.4)	83 (4.7)	28 (4.6)
973 - 973	219 (4.5)	87 (7.1)	115 (3.6)	17 (3.7)	11 (3.3)	94 (4.4)	86 (4.8)	28 (4.6)
974 - 974	219 (4.5)	87 (7.1)	115 (3.6)	17 (3.7)	11 (3.3)	94 (4.4)	86 (4.8)	28 (4.6)
975 - 975	222 (4.6)	87 (7.1)	118 (3.7)	17 (3.7)	11 (3.3)	97 (4.6)	86 (4.8)	28 (4.6)
976 - 976	222 (4.6)	87 (7.1)	118 (3.7)	17 (3.7)	11 (3.3)	97 (4.6)	86 (4.8)	28 (4.6)
977 - 977	228 (4.7)	90 (7.4)	121 (3.8)	17 (3.7)	15 (4.4)	100 (4.7)	86 (4.8)	28 (4.6)
978 - 978	231 (4.8)	90 (7.4)	124 (3.9)	17 (3.7)	15 (4.4)	103 (4.9)	86 (4.8)	28 (4.6)
979 - 979	237 (4.9)	90 (7.4)	129 (4.1)	17 (3.7)	15 (4.4)	109 (5.1)	86 (4.8)	28 (4.6)
980 - 980	251 (5.2)	96 (7.9)	138 (4.4)	17 (3.7)	15 (4.4)	117 (5.5)	91 (5.2)	28 (4.6)
981 - 981	264 (5.5)	98 (8.1)	149 (4.7)	17 (3.7)	17 (4.9)	122 (5.8)	94 (5.3)	31 (5.1)

982	982	267 (5.5)	98 (8.1)	151 (4.8)	17 (3.7)	17 (4.9)	122 (5.8)	96 (5.5)	31 (5.1)
983	983	267 (5.5)	98 (8.1)	151 (4.8)	17 (3.7)	17 (4.9)	122 (5.8)	96 (5.5)	31 (5.1)
984	984	267 (5.5)	98 (8.1)	151 (4.8)	17 (3.7)	17 (4.9)	122 (5.8)	96 (5.5)	31 (5.1)
985	985	271 (5.6)	102 (8.4)	151 (4.8)	17 (3.7)	17 (4.9)	122 (5.8)	96 (5.5)	35 (5.8)
986	986	271 (5.6)	102 (8.4)	151 (4.8)	17 (3.7)	17 (4.9)	122 (5.8)	96 (5.5)	35 (5.8)
987	987	271 (5.6)	102 (8.4)	151 (4.8)	17 (3.7)	17 (4.9)	122 (5.8)	96 (5.5)	35 (5.8)
988	988	271 (5.6)	102 (8.4)	151 (4.8)	17 (3.7)	17 (4.9)	122 (5.8)	96 (5.5)	35 (5.8)
989	989	271 (5.6)	102 (8.4)	151 (4.8)	17 (3.7)	17 (4.9)	122 (5.8)	96 (5.5)	35 (5.8)
990	990	271 (5.6)	102 (8.4)	151 (4.8)	17 (3.7)	17 (4.9)	122 (5.8)	96 (5.5)	35 (5.8)
991	991	273 (5.6)	105 (8.6)	151 (4.8)	17 (3.7)	17 (4.9)	125 (5.9)	96 (5.5)	35 (5.8)
992	992	282 (5.8)	105 (8.6)	156 (4.9)	22 (4.7)	19 (5.5)	130 (6.1)	99 (5.6)	35 (5.8)
993	993	285 (5.9)	105 (8.6)	159 (5.0)	22 (4.7)	19 (5.5)	133 (6.2)	99 (5.6)	35 (5.8)
994	994	292 (6.0)	111 (9.1)	159 (5.0)	22 (4.7)	23 (6.6)	133 (6.2)	102 (5.8)	35 (5.8)
995	995	292 (6.0)	111 (9.1)	159 (5.0)	22 (4.7)	23 (6.6)	133 (6.2)	102 (5.8)	35 (5.8)
996	996	292 (6.0)	111 (9.1)	159 (5.0)	22 (4.7)	23 (6.6)	133 (6.2)	102 (5.8)	35 (5.8)
997	997	292 (6.0)	111 (9.1)	159 (5.0)	22 (4.7)	23 (6.6)	133 (6.2)	102 (5.8)	35 (5.8)
998	998	304 (6.3)	111 (9.1)	171 (5.4)	22 (4.7)	23 (6.6)	136 (6.4)	104 (5.9)	41 (6.8)
999	999	304 (6.3)	111 (9.1)	171 (5.4)	22 (4.7)	23 (6.6)	136 (6.4)	104 (5.9)	41 (6.8)
1000	1000	330 (6.8)	126 (10.4)	182 (5.8)	22 (4.7)	23 (6.6)	144 (6.8)	118 (6.7)	45 (7.5)
1001	1009	373 (7.7)	130 (10.7)	218 (6.9)	25 (5.3)	30 (8.8)	167 (7.8)	121 (6.8)	55 (9.1)
1010	1019	423 (8.7)	141 (11.6)	256 (8.1)	26 (5.5)	32 (9.3)	186 (8.8)	146 (8.3)	58 (9.7)
1020	1029	478 (9.9)	156 (12.8)	295 (9.3)	27 (5.8)	43 (12.6)	217 (10.2)	156 (8.8)	62 (10.2)
1030	1039	532 (11.0)	176 (14.5)	328 (10.4)	28 (6.0)	47 (13.7)	230 (10.9)	176 (9.9)	79 (13.0)
1040	1049	563 (11.6)	191 (15.7)	341 (10.8)	32 (6.8)	53 (15.4)	242 (11.4)	182 (10.3)	87 (14.4)
1050	1059	607 (12.6)	196 (16.1)	379 (12.0)	33 (7.0)	55 (15.9)	267 (12.6)	199 (11.3)	87 (14.4)
1060	1069	644 (13.3)	202 (16.6)	402 (12.7)	40 (8.6)	55 (15.9)	289 (13.6)	207 (11.7)	94 (15.6)
1070	1079	681 (14.1)	207 (17.0)	431 (13.7)	43 (9.1)	56 (16.5)	302 (14.2)	228 (12.9)	94 (15.6)
1080	1089	719 (14.9)	210 (17.3)	461 (14.6)	48 (10.2)	58 (17.0)	322 (15.2)	239 (13.5)	101 (16.6)
1090	1099	772 (16.0)	220 (18.1)	497 (15.8)	55 (11.8)	62 (18.1)	338 (15.9)	268 (15.1)	105 (17.3)
1100	1199	1,205 (24.9)	302 (24.8)	781 (24.8)	122 (26.2)	102 (29.7)	530 (24.9)	435 (24.6)	139 (23.0)
1200	1299	1,744 (36.0)	477 (39.2)	1,093 (34.7)	174 (37.2)	130 (37.9)	754 (35.5)	664 (37.5)	196 (32.5)
1300	1399	2,225 (46.0)	597 (49.1)	1,426 (45.2)	201 (42.9)	175 (51.1)	955 (45.0)	834 (47.2)	260 (43.0)
1400	1499	2,745 (56.7)	717 (58.9)	1,776 (56.3)	252 (54.0)	204 (59.3)	1,205 (56.7)	1,001 (56.6)	336 (55.6)
1500		4,839 (100.0)	1,218 (100.0)	3,154 (100.0)	468 (100.0)	343 (100.0)	2,123 (100.0)	1,768 (100.0)	605 (100.0)
月平均賃金額		248,868	240,434	248,955	270,246	249,167	253,481	244,635	244,883
時間当平均賃金額		1,504	1,476	1,495	1,635	1,469	1,516	1,503	1,483
月一人当たり労働時間数		165	163	166	166	170	167	162	165
第1・20分位数		980	950	993	1,006	992	979	980	981
第1・10分位数		1,030	1,000	1,032	1,088	1,020	1,028	1,041	1,026
第1・4分位数		1,200	1,200	1,200	1,197	1,147	1,200	1,200	1,207
中位数		1,440	1,402	1,448	1,469	1,388	1,446	1,423	1,460
四分位偏差係数		0.1712	0.1690	0.1685	0.2437	0.1794	0.1802	0.1715	0.1582

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	規模別			地域別			
				50人以上	県北	県央	県南	沿岸
計	1,511			1,511		763	641	107
円 800								
892	892							
893	893	48 (3.1)		48 (3.1)		48 (6.2)		
894	894	48 (3.1)		48 (3.1)		48 (6.2)		
895	895	48 (3.1)		48 (3.1)		48 (6.2)		
896	896	48 (3.1)		48 (3.1)		48 (6.2)		
897	897	48 (3.1)		48 (3.1)		48 (6.2)		
898	898	105 (6.9)		105 (6.9)		105 (13.7)		
899	899	105 (6.9)		105 (6.9)		105 (13.7)		
900	900	176 (11.7)		176 (11.7)		176 (23.1)		
901	901	176 (11.7)		176 (11.7)		176 (23.1)		
902	902	228 (15.1)		228 (15.1)		176 (23.1)	51 (8.0)	
903	903	247 (16.4)		247 (16.4)		196 (25.7)	51 (8.0)	
904	904	247 (16.4)		247 (16.4)		196 (25.7)	51 (8.0)	
905	905	247 (16.4)		247 (16.4)		196 (25.7)	51 (8.0)	
906	906	247 (16.4)		247 (16.4)		196 (25.7)	51 (8.0)	
907	907	350 (23.1)		350 (23.1)		196 (25.7)	154 (24.0)	
908	908	391 (25.9)		391 (25.9)		237 (31.1)	154 (24.0)	
909	909	391 (25.9)		391 (25.9)		237 (31.1)	154 (24.0)	
910	910	391 (25.9)		391 (25.9)		237 (31.1)	154 (24.0)	
911	911	391 (25.9)		391 (25.9)		237 (31.1)	154 (24.0)	
912	912	391 (25.9)		391 (25.9)		237 (31.1)	154 (24.0)	
913	913	391 (25.9)		391 (25.9)		237 (31.1)	154 (24.0)	
914	914	417 (27.6)		417 (27.6)		237 (31.1)	179 (28.0)	
915	915	423 (28.0)		423 (28.0)		243 (31.9)	179 (28.0)	
916	916	423 (28.0)		423 (28.0)		243 (31.9)	179 (28.0)	
917	917	423 (28.0)		423 (28.0)		243 (31.9)	179 (28.0)	
918	918	429 (28.4)		429 (28.4)		249 (32.7)	179 (28.0)	
919	919	429 (28.4)		429 (28.4)		249 (32.7)	179 (28.0)	
920	920	429 (28.4)		429 (28.4)		249 (32.7)	179 (28.0)	
921	921	454 (30.1)		454 (30.1)		249 (32.7)	205 (32.0)	
922	922	454 (30.1)		454 (30.1)		249 (32.7)	205 (32.0)	
923	923	454 (30.1)		454 (30.1)		249 (32.7)	205 (32.0)	
924	924	454 (30.1)		454 (30.1)		249 (32.7)	205 (32.0)	
925	925	480 (31.8)		480 (31.8)		249 (32.7)	231 (36.0)	
926	926	480 (31.8)		480 (31.8)		249 (32.7)	231 (36.0)	
927	927	506 (33.5)		506 (33.5)		249 (32.7)	256 (40.0)	
928	928	506 (33.5)		506 (33.5)		249 (32.7)	256 (40.0)	

929	929	506 (33.5)			506 (33.5)		249 (32.7)	256 (40.0)	
930	930	515 (34.1)			515 (34.1)		259 (34.0)	256 (40.0)	
931	931	515 (34.1)			515 (34.1)		259 (34.0)	256 (40.0)	
932	932	515 (34.1)			515 (34.1)		259 (34.0)	256 (40.0)	
933	933	515 (34.1)			515 (34.1)		259 (34.0)	256 (40.0)	
934	934	515 (34.1)			515 (34.1)		259 (34.0)	256 (40.0)	
935	935	515 (34.1)			515 (34.1)		259 (34.0)	256 (40.0)	
936	936	519 (34.4)			519 (34.4)		263 (34.4)	256 (40.0)	
937	937	519 (34.4)			519 (34.4)		263 (34.4)	256 (40.0)	
938	938	519 (34.4)			519 (34.4)		263 (34.4)	256 (40.0)	
939	939	519 (34.4)			519 (34.4)		263 (34.4)	256 (40.0)	
940	940	519 (34.4)			519 (34.4)		263 (34.4)	256 (40.0)	
941	941	519 (34.4)			519 (34.4)		263 (34.4)	256 (40.0)	
942	942	519 (34.4)			519 (34.4)		263 (34.4)	256 (40.0)	
943	943	519 (34.4)			519 (34.4)		263 (34.4)	256 (40.0)	
944	944	519 (34.4)			519 (34.4)		263 (34.4)	256 (40.0)	
945	945	519 (34.4)			519 (34.4)		263 (34.4)	256 (40.0)	
946	946	527 (34.9)			527 (34.9)		270 (35.4)	256 (40.0)	
947	947	560 (37.1)			560 (37.1)		288 (37.8)	256 (40.0)	16 (15.0)
948	948	560 (37.1)			560 (37.1)		288 (37.8)	256 (40.0)	16 (15.0)
949	949	560 (37.1)			560 (37.1)		288 (37.8)	256 (40.0)	16 (15.0)
950	950	560 (37.1)			560 (37.1)		288 (37.8)	256 (40.0)	16 (15.0)
951	959	618 (40.9)			618 (40.9)		335 (43.9)	256 (40.0)	27 (25.0)
960	969	631 (41.8)			631 (41.8)		348 (45.7)	256 (40.0)	27 (25.0)
970	979	643 (42.6)			643 (42.6)		360 (47.2)	256 (40.0)	27 (25.0)
980	989	670 (44.4)			670 (44.4)		382 (50.1)	256 (40.0)	32 (30.0)
990	999	708 (46.9)			708 (46.9)		394 (51.6)	282 (44.0)	32 (30.0)
1000	1009	757 (50.1)			757 (50.1)		411 (54.0)	308 (48.0)	37 (35.0)
1010	1019	782 (51.8)			782 (51.8)		411 (54.0)	333 (52.0)	37 (35.0)
1020	1029	782 (51.8)			782 (51.8)		411 (54.0)	333 (52.0)	37 (35.0)
1030	1039	788 (52.2)			788 (52.2)		417 (54.7)	333 (52.0)	37 (35.0)
1040	1049	794 (52.6)			794 (52.6)		423 (55.5)	333 (52.0)	37 (35.0)
1050	1059	811 (53.7)			811 (53.7)		435 (57.1)	333 (52.0)	43 (40.0)
1060	1069	826 (54.7)			826 (54.7)		439 (57.6)	333 (52.0)	54 (50.0)
1070	1079	831 (55.0)			831 (55.0)		439 (57.6)	333 (52.0)	59 (55.0)
1080	1089	862 (57.1)			862 (57.1)		439 (57.6)	359 (56.0)	64 (60.0)
1090	1099	862 (57.1)			862 (57.1)		439 (57.6)	359 (56.0)	64 (60.0)
1100	1199	910 (60.3)			910 (60.3)		451 (59.1)	385 (60.0)	75 (70.0)
1200	1299	968 (64.1)			968 (64.1)		472 (61.9)	410 (64.0)	86 (80.0)
1300	1399	1,027 (68.0)			1,027 (68.0)		500 (65.6)	436 (68.0)	91 (85.0)
1400	1499	1,129 (74.7)			1,129 (74.7)		545 (71.5)	487 (76.0)	96 (90.0)

1500	1,511 (100.0)			1,511 (100.0)		763 (100.0)	641 (100.0)	107 (100.0)
月平均賃金額	191,422			191,422		187,268	200,807	164,805
時間当平均賃金額	1,291			1,291		1,303	1,302	1,144
月一人当たり労働時間数	142			142		136	150	142
第1・20分位数	898			898		893	902	947
第1・10分位数	900			900		898	907	947
第1・4分位数	908			908		903	914	958
中位数	1,007			1,007		986	1,010	1,070
四分位偏差係数	0.2964			0.2964		0.3418	0.2579	0.1570
	【上段】	累積労働者数		【下段】	累積構成比			

賃金実態(基礎調査特性値)と特定(産業別)最低賃金額の推移

単位:円

鉄鋼業、金属線製品、
その他の金属製品製造業

電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

光学機械器具・レンズ、
時計・同部分品製造業

各種商品小売業

百貨店、総合スーパー

自動車小売業

分位 年度	岩手県 最低賃金	鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品製造業					電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業					光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業					各種商品小売業					百貨店、総合スーパー					自動車小売業									
		第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃金	第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃金	第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃金	第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃金	第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃金	第1・20	第1・10	第1・4	中位数	特定 最低賃金					
平成 25年度	665	728	774	929	1,166	740	653	660	680	807	718	700	717	792	1,000	729	710	720	748	820	729											788	875	990	1,136	751
平成 26年度	678	859	901	1026	1,171	755	670	670	697	780	728	727	729	729	877	743	665	680	733	755	741						774	821	965	1,166	765					
平成 27年度	695	755	800	913	1,193	772	680	685	713	859	740	723	743	743	800	758	750	750	767	800	752						795	833	1,001	1,184	781					
平成 28年度	716	841	928	1,098	1,294	790	695	695	700	830	756	699	758	758	760	774	800	800	800	1,042	767						752	808	958	1,179	800					
平成 29年度	738	850	880	1,000	1,267	809	760	780	876	966	775	726	726	856	1,009	790					767	770	775	800	899	780	770	775	800	899	819					
平成 30年度	762	857	903	974	1,109	829	790	821	896	992	796	793	856	912	1,037	809					767	780	785	805	880	800	819	881	1,050	1,238	838					
平成 31年度	790	863	922	1,043	1,238	850	775	800	830	997	818	770	809	850	1,013	827					767	800	804	830	921	800	850	850	1,050	1,352	861					
令和 2年度	793	902	1,000	1,065	1,253	852	790	800	842	1,000	820	790	800	837	940	829					767	800	810	840	1,122	800	870	927	1,072	1,305	863					
令和 3年度	821	907	1,000	1,087	1,277	878	820	822	890	1,100	847	800	829	865	990	856					767	800	802	817	960	800	873	924	1,062	1,295	879					
令和 4年度	854	913	1,005	1,114	1,331	908	821	822	875	1,007	877	830	856	893	1,066	886					767	821	840	904	1,246	800	900	968	1,108	1,344	903					
令和 5年度	893	962	1,054	1,166	1,350	949	854	870	928	1,129	917	860	886	910	1,033	925					767	860	871	914	989	800	950	1,019	1,182	1,420	945					
令和 6年度	952	978	1,056	1,205	1,397		897	910	952	1,159		894	910	957	1,136							898	900	908	1,007		980	1,030	1,200	1,440						

賃金分布の特性値

●平均値（算術平均→平均賃金）

全員の賃金額を合計し、それを人数で除したもの

●中位数（中央値、メジアン）

全員を賃金の低いもの順に並べ、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額

人数が偶数の場合→10人の中位数は、低い方から5番目と6番目の賃金額を平均

●分位数

全員の賃金を低いもの順に並べ、10等分、4等分のように等分したときに境界に位置する賃金額

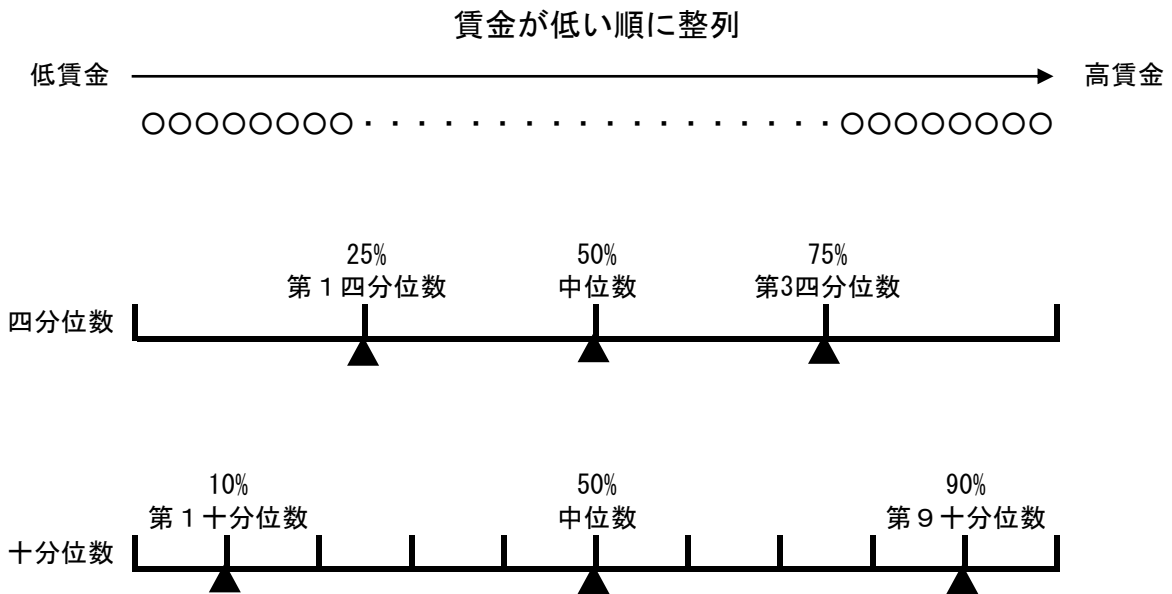
①第1十分位数 10等分し、低い方からみて最初の境界（10%）の賃金額

②第1四分位数 4等分し、低い方からみて最初の境界（25%）の賃金額

③第3四分位数 4等分し、低い方からみて3番目の境界（75%）の賃金額

④第9十分位数 10等分し、低い方からみて9番目の境界（90%）の賃金額

分位数とは何か



これらの位置にいる人の賃金額が、第1四分位数や中位数など

令和6年9月3日

岩手労働局長 栗村 勝行 殿

一般社団法人 岩手県タクシー協会

会 長 川崎 利 浩

労務委員長 國枝 康 彦

岩手地方最低賃金審議会の答申に関する異議申出書

令和6年8月28日に岩手地方最低賃金審議会から貴職に答申されました最低賃金について、下記のとおり異議の申し出をいたします。

記

【異議申出事項】

今回の答申は、岩手県の最低賃金を現行の時間額893円から59円引き上げて「時間額952円」とするものですが、本意見はタクシー事業における賃金支払能力を全く無視したものであり、到底受入れ難く誠に遺憾であります。

近年の最低賃金の推移は地域の経済状況や個々の産業の特異性を十分に考慮すべきところを、各地域が全国最低の脱却に重きを置き、実質経済状況を無視した大幅な引き上げが続いており、中小企業が占めるタクシー業界に与える影響は非常に大きいものがあります。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済の発展及び活性化とともに県民生活がより豊かになることは、県民全員が均しく願うところであり、当業界におきましても強く願望するものであります。賃金の引き上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の引上げが先行するものではないと考えております。



新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、タクシー事業はかつて経験したことのない利用者の減少がおり、国の「雇用調整助成金」や岩手県の「タクシー事業者運行支援交付金」等を最大限活用しながら乗務員の雇用を何とか継続してきました。

しかし、コロナ禍を契機に大きく減少した乗務員数は戻らず、運賃改定で増収を見込んでいた営業収入も利用者の減少からコロナ禍前に戻ることはなく、更に燃料油価格の高騰に物価高騰が拍車をかけて、地方創生の担い手であり県民生活を支える地域公共交通機関であるタクシー事業の経営は非常に厳しい状況にあるところです。

特に多くの事業者においては、歩合給という賃金制度を取っていることから営業収入の減少により直接最低賃金割れを引き起こす状況にあり、不足分を事業者が負担している状況にあります。

大幅な賃金の引き上げの結果、廃業が増加・拡大し、労働者の職場が消失することになれば最低賃金の改定を論ずる以前の問題であるとともに、最低賃金法第9条に規定する地域別最低賃金の原則「通常の事業の賃金支払い能力」を超えることは明らかであり、中小企業を廃業に追いやる現在の最低賃金の引き上げに係る政府の方針に強い憤りを禁じ得ません。

貴職に置かれましては、地方のタクシー業界の極めて厳しい現状をご理解いただくとともに、地域公共交通機関であるタクシー事業の維持・継続のため、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

2024年 9月12日

岩手労働局
局長 栗村 勝行 様

岩手県労働組合
議長 中野

岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申出書

コロナ禍と物価高騰が続くもと、最低賃金の改善をめざし、ご尽力された岩手地方最低賃金審議会はじめ関係各位に敬意を表します。2024年8月28日付岩手地方最低賃金審議会の改正決定(答申)額952円は、過去最大の引き上げとなった昨年を上回る59円の引き上げとなりました。

しかしながら、物価高騰が続く中でこの水準の引き上げでは物価高騰分の後追いにしかならず、労働者の生活改善には及びません。全国単独最下位は脱したものの、引き続き最下位水準にあり、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる最低賃金とはいえないと考えます。

今年の審議では、全国で6割の地方が中央目安に上乘せしました。とりわけ下から2番目だった徳島が中央目安に34円も上乘せして84円引き上げて980円と答申したことは、地方でも大幅な引上げが可能だということをはっきり示しています。地域間格差を前提とした現行の最低賃金制度の矛盾を表しています。

こうしたことから、下記のとおり異議申出書を提出いたします。

記

<異議申出の内容>

1. 2024年度の岩手県の最低賃金を1時間952円とすることに不服であり、より大幅な引き上げを行うことを強く求めます。物価高騰が続く中で、すべての労働者の暮らしを支えられるよう、本県最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。あわせて、厚生労働省および中央最低賃金審議会に対し、格差を前提としている現行のランク制度の廃止と全国一律制度への移行を求める意見書を送付してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを引き続き強く求めてください。

<理由>

1. 労働者の生活実態からみて引き上げ額は不十分です
8月28日に答申された金額では、「ワーキング・プア」を解消することはできま



せん。月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額165,458円(952円×173.8時間)、年額1,985,491円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入では、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しく、将来の展望がみえない生きにくさにつながっています。

世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。オーストラリアで約2,223円となっているのをはじめ、イギリス約2,102円、ドイツは約1,976円です。そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

2. 地域間格差をさらに縮めることが必要です

中央最低賃金審議会の目安はA・B・Cランクにかかわらず、一律50円の引上げる内容となりました。地域間格差が問題視されていることが示されています。しかしこれでは格差を縮小できず、温存してしまいます。

そこで今年の地方審議では、27の地方が目安にプラスした答申を行い、すべてのCランク地方をはじめ、大幅な上乘せがされました。とりわけ徳島が34円上乘せし、84円引き上げて980円を答申したことは、「格差拡大を認めることはできない、縮小させる」という考え方が表明されています。まさに地方審議会の自主性が発揮されたと言えると考えます。

岩手地方審議会の中央目安に9円上乘せした答申は、金額としては徳島に続いて2番目の水準です。最高額の東京との金額差も9円縮小しました。しかしそれでも、時間当たりの金額差は211円もあります。「最下位を上回ればよい」という発想ではなく、あるべき生計費を見据えて、そこに向けて抜本的な格差の解消をすすめることが必要と考えます。

3. 最低生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合(全労連)の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。この調査では、25歳の単身者が普通に暮らすための費用には、月額24万円ほどが必要で、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果を得ています。全労連東北地方協議会では、2022年10月に、近年の物価高騰や2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者では普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料抜きで月額20万1千円必要であり、2016年当時よりも16.9%上昇していることが分かりました。時間額に換算すると1,500円からおよそ1,700円が必要となります。しかも全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、いまずぐ時間額1,500円への展望をもって運動を続けていますが、最低生計費試算調査結果からみて、現実的な要求であると考えています。賃金水準の引き上げとともに、地域間

格差を解消させていく具体的展望としても、さらなる引き上げを求めます。

4. 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

岩手県においては「物価高騰賃上げ支援金」がつくられて活用されています。「生産性向上」要件によらず、賃上げを直接支援していることが大きな特徴になっています。単年度の制度ですが、支援制度を中長期に渡って活用できるようにしていくことが求められています。こうした支援制度を国においても実現していくことが求められています。

答申本文でもふれられているように、中小企業・小規模事業者への抜本的な支援強化が求められています。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めることを重ねてお願いします。

5. おわりに

コロナ禍に加えて、物価高騰によって、労働者の生活は苦しさを増しています。答申が出された以降も、食料品だけでも9月に1,392品目、10月に4,634品目の値上げが予定されていると報じられています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げによる経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、女性労働者が多いのが特徴です。この方々の多くは、最低賃金かそれに近い金額で働いています。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。これが憲法第25条に規定されている「健康で文化的な生活」といえるのでしょうか。「最低限の生活」ではなく、「健康で文化的な生活」が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。最低賃金が全国最低であること、不合理な賃

金格差があることは、「岩手で働きたい」「岩手で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

以上の点を指摘し、最低賃金の大幅な引き上げを再度ご検討いただくようお願い申し上げます。

以 上

2024年 9月12日

岩手労働局
局長 栗村 勝行 様

いわて非正規雇用労働者センター
代表 阿部 恵子

岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申出書

コロナ禍と物価高騰が続くもと、最低賃金の改善をめざし、ご尽力された岩手地方最低賃金審議会はじめ関係各位に敬意を表します。2024年8月28日付岩手地方最低賃金審議会の改正決定（答申）額952円は、過去最大の引き上げとなった昨年を上回る59円の引き上げとなりました。

しかしながら、物価高騰が続く中でこの水準の引き上げでは物価高騰分の後追いにしかならず、労働者の生活改善には及びません。全国単独最下位は脱したものの、引き続き最下位水準にあり、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる最低賃金とはいえないと考えます。

今年の審議では、全国で6割の地方が中央目安に上乘せしました。とりわけ下から2番目だった徳島が中央目安に34円も上乘せして84円引き上げて980円と答申したことは、地方でも大幅な引上げが可能だということをはっきり示していますし、地域間格差を前提とした現行の最低賃金制度の矛盾を表しています。

こうしたことから、下記のとおり異議申出書を提出いたします。

記

<異議申出の内容>

1. 2024年度の岩手県の最低賃金を1時間952円とすることに不服であり、より大幅な引き上げを行うことを強く求めます。物価高騰が続く中で、すべての労働者の暮らしを支えられるよう、本県最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。あわせて、厚生労働省および中央最低賃金審議会に対し、格差を前提としている現行のランク制度の廃止と全国一律制度への移行を求める意見書を送付してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを引き続き強く求めてください。

<理由>

1. 労働者の生活実態からみて引き上げ額は不十分です
8月28日に答申された金額では、「ワーキング・プア」を解消することはできま



せん。月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額は165,458円(952円×173.8時間)、年額で1,985,491円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入では、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しく、将来の展望がみえない生きにくさにつながっています。

世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。オーストラリアで約2,223円となっているのをはじめ、イギリス約2,102円、ドイツは約1,976円です。そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

2. 地域間格差をさらに縮めることが必要です

中央最低賃金審議会の目安はA・B・Cランクにかかわらず、一律50円の引上げる内容となりました。地域間格差が問題視されていることが示されています。しかしこれでは格差を縮小できず、温存してしまいます。

そこで今年の地方審議では、27の地方が目安にプラスした答申を行い、すべてのCランク地方をはじめ、大幅な上乘せがされました。とりわけ徳島が34円上乘せし、84円引き上げて980円を答申したことは、「格差拡大を認めることはできない、縮小させる」という考え方が表明されています。まさに地方審議会の自主性が発揮されたと言えると考えます。

岩手地方審議会の中央目安に9円上乘せした答申は、金額としては徳島に続いて2番目の水準です。最高額の東京との金額差も9円縮小しました。しかしそれでも、時間当たりの金額差は211円もあります。「最下位を上回ればよい」という発想ではなく、あるべき生計費を見据えて、そこに向けて抜本的な格差の解消をすすめることが必要と考えます。

3. 最低生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合(全労連)の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。この調査では、25歳の単身者が普通に暮らすための費用には、月額24万円ほどが必要で、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果を得ています。全労連東北地方協議会では、2022年10月に、近年の物価高騰や2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者では普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料抜きで月額20万1千円必要であり、2016年当時よりも16.9%上昇していることが分かりました。時間額に換算すると1,500円からおよそ1,700円が必要となります。しかも全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、いまずぐ時間額1,500円への展望をもって運動を続けていますが、最低生計費試算調査結果からみて、現実的な要求であると考えています。賃金水準の引き上げとともに、地域間

格差を解消させていく具体的展望としても、さらなる引き上げを求めます。

4. 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

岩手県においては「物価高騰賃上げ支援金」がつくられて活用されています。「生産性向上」要件によらず、賃上げを直接支援していることが大きな特徴になっています。単年度の制度ですが、支援制度を中長期に渡って活用できるようにしていくことが求められています。こうした支援制度を国においても実現していくことが求められています。

答申本文でもふれられているように、中小企業・小規模事業者への抜本的な支援強化が求められています。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めることを重ねてお願いします。

5. おわりに

コロナ禍に加えて、物価高騰によって、労働者の生活は苦しさを増しています。答申が出された以降も、食料品だけでも9月に1,392品目、10月に4,634品目の値上げが予定されていると報じられています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げによる経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、女性労働者が多いのが特徴です。この方々の多くは、最低賃金かそれに近い金額で働いています。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。これが憲法第25条に規定されている「健康で文化的な生活」といえるのでしょうか。「最低限の生活」ではなく、「健康で文化的な生活」が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。最低賃金が全国最低であること、不合理な賃

金格差があることは、「岩手で働きたい」「岩手で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

以上の点を指摘し、最低賃金の大幅な引き上げを再度ご検討いただくようお願い申し上げます。

以 上

2024年 9月12日

岩手労働局
局長 栗村 勝行 様

いわて生協労働組合
執行委員長 高橋

岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申出書

コロナ禍と物価高騰が続くもと、最低賃金の改善をめざし、ご尽力された岩手地方最低賃金審議会はじめ関係各位のご尽力に敬意を表します。2024年8月28日付岩手地方最低賃金審議会の改正決定(答申)額952円は、過去最大の引き上げとなった昨年を上回る59円の引き上げとなりました。

しかしながら、物価高騰が続く中でこの水準の引き上げでは物価高騰分の後追いにしかならず、労働者の生活改善には及びません。全国単独最下位は脱したものの、引続き最下位水準にあり、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の暮らし」が実現できる最低賃金とはいえないと考えます。

今年の審議では、全国の6割の地方で中央最低賃金審議会が示した目安額に上乗せしました。岩手でも目安額に9円上乗せという答申は地域間格差の是正に向けた積極的な答申であると考えます。とりわけ下から2番目だった徳島が中央目安に34円も上乗せして84円引き上げて980円と答申したことは、地方でも大幅な引上げが可能だということをはっきり示していますし、地域間格差を前提とした現行の最低賃金制度が矛盾を表しています。

こうしたことから、下記のとおり異議申出書を提出いたします。

記

<異議申出の内容>

- 2024年度の岩手県の最低賃金を1時間952円とすることに不服であり、より大幅に引き上げることを強く求めます。物価高騰が労働者の生活を圧迫しており、全ての労働者の暮らしを支えられるよう本県最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。
- 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。あわせて、厚生労働省および中央最低賃金審議会に対し、格差を前提としている現行のランク制度の廃止と全国一律制度への移行を求める意見書を送付してください。
- 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを引き続き強く求めてください。

<理由>

- 労働者の生活実態からみて引き上げ額は不十分です
8月28日に答申された金額では、「ワーキング・プア」を解消することはできません。月の労

働時間を173.8時間で計算した場合、月額165,458円(952円×173.8時間)、年額で1,985,491円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入では、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しく、将来の展望がみえない生きにくさにつながっています。

世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。オーストラリアで約2,223円となっているのをはじめ、イギリス約2,102円、ドイツは約1,976円です。そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

2. 地域間格差をさらに縮めることが必要です

中央最低賃金審議会の目安はA・B・Cランクにかかわらず、一律50円の引上げる内容となりました。地域間格差が問題視されていることが示されています。しかしこれでは格差を縮小できず、温存してしまいます。

そこで今年の地方審議では、27の地方が目安にプラスした答申を行い、すべてのCランク地方をはじめ、大幅な上乘せがされました。とりわけ徳島が34円上乘せし、84円・980円を答申したことは、「格差拡大を認めることはできない、縮小させる」という考え方が表明されています。まさに地方審議会の自主性が発揮されたと言えると考えます。

岩手地方審議会の中央目安に9円上乘せした答申は、金額としては徳島に続いて2番目の水準です。最高額の東京との金額差も9円縮小しました。しかしそれでも、時間当たりの金額差は211円もあります。「最下位を上回ればよい」という発想ではなく、あるべき生計費を見据えて、そこに向けて抜本的な格差の解消をすすめることが必要と考えます。

3. 最低生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合(全労連)の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、月額24万円ほどが必要で、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果を得ています。全労連東北地方協議会では、2022年10月に、近年の物価高騰や2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者では普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料抜きで月額20万1千円必要であり、2016年当時よりも16.9%上昇していることが分かりました。時間額に換算すると1,500円からおよそ1,700円が必要となります。しかも全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、いまずぐ時間額1,500円への展望をもって運動を続けていますが、最低生計費試算調査結果からみて、現実的な要求であると考えています。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消させていく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げを求めます。

4. 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

岩手県においては「物価高騰賃上げ支援金」がつくられて活用されています。「生産性向上」要件によらず、賃上げを直接支援していることが大きな特徴になっています。単年度の制度ですが、支援制度を中長期に渡って活用できるようにしていくことが求められています。こうした支援制度を国においても実現していくことが求められています。

答申本文でもふれられているように、中小企業・小規模事業者への抜本的な支援強化が求められています。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性 について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めることを重ねてお願いします。

5. おわりに

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮しています。加えて、諸物価高騰によって、労働者の生活は苦しさを増しています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、女性労働者が多いのが特徴です。この方々の多くは、最低賃金かそれに近い金額で働いています。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。最低賃金が全国最低であること、不合理な賃金格差があることは、「岩手で働きたい」「岩手で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

以上の点を指摘し、最低賃金の大幅な引き上げを再度ご検討いただくようお願い申し上げます。

2024年9月12日

岩手労働局
局長 栗村 勝行 様

岩手県農業協同組合労働
中央執行委員長 櫻田真

岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申出書

地方最低賃金の審議にあたり、岩手労働局、岩手地方最低賃金審議会の委員各位のご尽力に敬意を表します。

2024年8月28日付 岩手県最低賃金の改正決定に係る岩手地方最低賃金審議会の意見に対して以下のとおり意義を申し出ます。

異議の内容

岩手県最低賃金額を952円とする答申は不十分であり、さらなる引き上げに向けて再審議くださるよう強く求めます。

理由

この数年、最低賃金は一定の引き上げがされていますが、自立して生活できる水準には届いていません。時給1,000円でフルタイム（月173.8時間）働いても年収で208万円であり、税・社保料など控除すれば手取りは180万円ほどで、自立した生活はできません。

今回の引上げが過去最高額とはいえ、食品や日用品など生活に欠かせないものの物価はそれ以上に上昇しています。賃金が上昇傾向にあるとの報道もありますが、個人消費は停滞したままです。

昨年来、審議会の答申でも政府への要望がされているとおり、構造的な価格転嫁の実現や中小企業・小規模事業者への支援策の拡充が強力に進められることと合わせて、公正取引の実現や支援策の拡充について、経済団体の皆さんのご奮闘に期待します。支払い能力を理由にして最低賃金を抑制していれば、人はどんどん居なくなります。経済循環を正常にしていくためには賃上げが欠かせません。

地域間格差の是正の必要性も認識されているもとの、目安への上乗せにより縮小はされましたが、加重平均との差が100円以上、東京との差も200円以上あります。A・Bランク内でも100円の差がある状況です。

早急な格差の解消とともに、全国一律制度の実現、政府も目指している1500円への早急な到達を、政府への要望に加えるよう求めます。

重ねて、最低賃金額の再審議を強く求めるとともに、公益委員の皆さんの積極的な役割発揮を期待します。



2024年9月12日

岩手労働局長
栗村 勝行様岩手県医療労働組合連合会
執行委員長 五十嵐久美

2024年度岩手県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月28日、岩手地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を59円引き上げ、952円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、コロナ禍が終息しない中でも関連補助金などは廃止される一方、患者・利用者減による減収や、人員不足の現場にコロナとインフルエンザ感染が広がり病床閉鎖せざるを得ないなど、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、一時金引き下げ回答も増えました。そのような厳しい現状を告発しながら、国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動をすすめてきました。

政府もケア労働者の賃上げの必要性を打ち出しました。しかし、24年の診療報酬改定と介護報酬改定に盛り込まれた賃上げ支援策の内容は、前回22年10月から実施している賃上げ支援策と同様に、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、すべてのケア労働者の大幅賃上げと言える内容ではありませんでした。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、中央最低賃金審議会が答申した目安額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の岩手県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっています。
2. 私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上



2024年 9月12日

岩手労働局
局長 栗村 勝行 様

岩手県地域労働組合
執行委員長 新田

岩手地方最低賃金審議会の意見に関する公示に基づく異議申出書

コロナ禍と物価高騰が続くもと、最低賃金の改善をめざし、ご尽力された岩手地方最低賃金審議会はじめ関係各位に敬意を表します。2024年8月28日付岩手地方最低賃金審議会の改正決定(答申)額952円は、過去最大の引き上げとなった昨年を上回る59円の引き上げとなりました。

しかしながら、物価高騰が続く中でこの水準の引き上げでは物価高騰分の後追いにしかならず、労働者の生活改善には及びません。全国単独最下位は脱したものの、引き続き最下位水準にあり、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる最低賃金とはいえないと考えます。

今年の審議では、全国で6割の地方が中央目安に上乘せしました。とりわけ下から2番目だった徳島が中央目安に34円も上乘せして84円引き上げて980円と答申したことは、地方でも大幅な引上げが可能だということをはっきり示していますし、地域間格差を前提とした現行の最低賃金制度の矛盾を表しています。

こうしたことから、下記のとおり異議申出書を提出いたします。

記

<異議申出の内容>

1. 2024年度の岩手県の最低賃金を1時間952円とすることに不服であり、より大幅な引き上げを行うことを強く求めます。物価高騰が続く中で、すべての労働者の暮らしを支えられるよう、本県最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。あわせて、厚生労働省および中央最低賃金審議会に対し、格差を前提としている現行のランク制度の廃止と全国一律制度への移行を求める意見書を送付してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを引き続き強く求めてください。

<理由>

1. 労働者の生活実態からみて引き上げ額は不十分です
8月28日に答申された金額では、「ワーキング・プア」を解消することはできま



せん。月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額は165,458円(952円×173.8時間)、年額で1,985,491円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入では、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しく、将来の展望がみえない生きにくさにつながっています。

世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。オーストラリアで約2,223円となっているのをはじめ、イギリス約2,102円、ドイツは約1,976円です。そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

2. 地域間格差をさらに縮めることが必要です

中央最低賃金審議会の目安はA・B・Cランクにかかわらず、一律50円の引上げの内容となりました。地域間格差が問題視されていることが示されています。しかしこれでは格差を縮小できず、温存してしまいます。

そこで今年の地方審議では、27の地方が目安にプラスした答申を行い、すべてのCランク地方をはじめ、大幅な上乘せがされました。とりわけ徳島が34円上乘せし、84円引き上げて980円を答申したことは、「格差拡大を認めることはできない、縮小させる」という考え方が表明されています。まさに地方審議会の自主性が発揮されたと言えると考えます。

岩手地方審議会の中央目安に9円上乘せした答申は、金額としては徳島に続いて2番目の水準です。最高額の東京との金額差も9円縮小しました。しかしそれでも、時間当たりの金額差は211円もあります。「最下位を上回ればよい」という発想ではなく、あるべき生計費を見据えて、そこに向けて抜本的な格差の解消をすすめることが必要と考えます。

3. 最低生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合(全労連)の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。この調査では、25歳の単身者が普通に暮らすための費用には、月額24万円ほどが必要で、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果を得ています。全労連東北地方協議会では、2022年10月に、近年の物価高騰や2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者では普通の暮らしに必要な費用は税・社会保険料抜きで月額20万1千円必要であり、2016年当時よりも16.9%上昇していることが分かりました。時間額に換算すると1,500円からおよそ1,700円が必要となります。しかも全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっています。私たちは全国一律最低賃金制の実現、いまずぐ時間額1,500円への展望をもって運動を続けていますが、最低生計費試算調査結果からみて、現実的な要求であると考えています。賃金水準の引き上げとともに、地域間

格差を解消させていく具体的展望としても、さらなる引き上げを求めます。

4. 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

岩手県においては「物価高騰賃上げ支援金」がつくられて活用されています。「生産性向上」要件によらず、賃上げを直接支援していることが大きな特徴になっています。単年度の制度ですが、支援制度を中長期に渡って活用できるようにしていくことが求められています。こうした支援制度を国においても実現していくことが求められています。

答申本文でもふれられているように、中小企業・小規模事業者への抜本的な支援強化が求められています。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めることを重ねてお願いします。

5. おわりに

コロナ禍に加えて、物価高騰によって、労働者の生活は苦しさを増しています。答申が出された以降も、食料品だけでも9月に1,392品目、10月に4,634品目の値上げが予定されていると報じられています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げによる経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、女性労働者が多いのが特徴です。この方々の多くは、最低賃金かそれに近い金額で働いています。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、元々外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。これが憲法第25条に規定されている「健康で文化的な生活」といえるでしょうか。「最低限の生活」ではなく、「健康で文化的な生活」が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。最低賃金が全国最低であること、不合理な賃

金格差があることは、「岩手で働きたい」「岩手で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。

以上の点を指摘し、最低賃金の大幅な引き上げを再度ご検討いただくようお願い申し上げます。

以 上

令和6年度岩手地方最低賃金審議会開催計画(修正案)

令和5年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画				令和6年度 岩手地方最低賃金審議会開催計画			
月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考	月 日	時 刻	本審及び部会別	備 考
5月19日(金)	14:30	第1回公益委員会議	審議会の運営等	5月17日(金)	10:00	第1回公益委員会議	審議会の運営等
—	—	—	—	5月下旬		運営小委員会 (必要であれば)	議事の公開等
6月7日(水)	10:00	第1回本審	審議会の運営等	6月7日(金)	10:00	第1回本審	審議会の運営等
6月16日(金)	1日	実地視察	岩泉町、製造業	6月中旬	1日	実地視察	地域未定、業種未定
6月30日(金)		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問	6月下旬		中央最賃審 (目安小委員会)	目安諮問
—	—	—	—	—	—	—	—
7月4日(火)	13:30	第2回本審	県最賃諮問	7月5日(金)	13:30	第2回本審	県最賃諮問
—	—	—	—	—	—	—	—
7月28日(金)		中央最賃審	目安答申	7月下旬		中央最賃審	目安答申
8月1日(火)	13:30	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明	8月2日(金)	10:00	第3回本審	目安伝達 行政機関概況説明 主要指標説明
8月2日(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方	8月7日(水)	13:30	①県最賃専門部会	部会長、代理の選出 参考人意見聴取 労使の基本的考え方
8月3日(木)	13:30	②県最賃専門部会	金額審議	8月8日(木)	10:00	②県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月4日(金)	16:00	③県最賃専門部会	金額審議	8月26日(月)	13:30	③県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議
8月7日(月)	13:30	④県最賃専門部会	金額審議 結 審	8月27日(火)	10:00	④県最賃専門部会	全国の審議状況 金額審議 結 審
8月8日(火)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置	8月28日(水)	10:00	第4回本審	県最賃審議、採決、答申 特定最賃必要性諮問 特別小委員会設置
8月21日(月)	10:00	特別小委員会	特定最賃必要性審議	9月4日(水)	13:30	特別小委員会	特定最賃必要性審議等
				9月11日(水)	10:00	特別小委員会 (予備日)	特定最賃必要性審議等
8月24日(木)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置	9月17日(火)	10:00	第5回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申 特定最賃必要性審議、採決、答申 特定最賃改正決定諮問 特定最賃各専門部会設置
9月28日(木)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整	10月16日(水)	10:00	①産別合同部会	部会長、代理の選出 主要指標説明 審議日程の調整
10月13日(金)	10:00	②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②鉄鋼	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月18日(水)	9:00	③鉄鋼	金額審議 結 審			③鉄鋼	金額審議 結 審
10月12日(木)	13:30	②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②光学	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月17日(火)	9:00	③光学	金額審議 結 審			③光学	金額審議 結 審
10月13日(金)	13:30	②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②電気	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月19日(木)	9:00	③電気	金額審議 結 審			③電気	金額審議 結 審
10月11日(水)	10:00	②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議			②自動車	参考人意見聴取 労使の基本的な考え方 金額審議
10月27日(金)	13:30	③自動車	金額審議 結 審			③自動車	金額審議 結 審
—	—	—	—				
—	—	—	—				
10月31日(火)	13:30	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申	11月22日(金)	10:00	第6回本審	特定最賃審議、採決、答申
開催せず 11月16日(木)	13:30	(第7回本審)	特定最賃異議諮問、審議、採決、答申	12月10日(火)	13:30	第7回本審	県最賃異議諮問、審議、採決、答申
1月25日(木)	15:30～	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程	(1月24日(金))	(15:30)	第2回公益委員会議	審議の課題及びあり方 次年度の審議日程
—	—	—	—	—	—	—	—
3月22日(金)	9:00	第7回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)	(3月21日(金))	(10:00)	第8回本審	産別意向表明 意向表明に対する意見交換 次年度の審議計画(案)



岩労発基0917第1号
令和6年9月17日

岩手地方最低賃金審議会

会長 丸山 仁 殿

岩手労働局長

栗村 勝行

岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、別添（写）のとおり、一般社団法人岩手県タクシー協会ほか6団体から、最低賃金法第12条による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。



令和6年9月17日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

岩手地方最低賃金審議会
会長 丸 山 仁

岩手地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年9月17日付けで、貴職から、令和6年8月28日付け岩手県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に関する異議の申出について意見を求められたので、当審議会において異議申出の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記のと通りの結論に達したので答申する。

記

令和6年8月28日付け答申どおり決定することが適当である。



令和6年9月17日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

岩手地方最低賃金審議会
会長 丸山 仁

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属
製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の
有無について（答申）

当審議会は、令和6年8月28日付けをもって貴職から諮問の
あった岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業に係
る最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要
性の有無について、慎重に審議した結果、岩手県鉄鋼業、金属線
製品、その他の金属製品製造業最低賃金について、改正決定する
ことを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和6年9月17日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

岩手地方最低賃金審議会
会長 丸山 仁

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年8月28日付けをもって貴職から諮問のあった岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業に係る最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和6年9月17日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

岩手地方最低賃金審議会
会長 丸山 仁

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気
機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年8月28日付けをもって貴職から諮問の
あった岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情
報通信機械器具製造業に係る最低賃金法第21条の規定に基づく
最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結
果、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要
と認めるとの結論に達したので答申する。



令和6年9月17日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

岩手地方最低賃金審議会
会長 丸山 仁

岩手県百貨店，総合スーパー最低賃金の改
正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年8月28日付けをもって貴職から諮問のあった岩手県百貨店，総合スーパーに係る最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、岩手県百貨店，総合スーパー最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。



令和6年9月17日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

岩手地方最低賃金審議会
会長 丸山 仁

岩手県自動車小売業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年8月28日付けをもって貴職から諮問のあった岩手県自動車小売業に係る最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、岩手県自動車小売業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



岩労発基0917第2号
令和6年9月17日

岩手地方最低賃金審議会

会長 丸山 仁 殿

岩手労働局長

栗村 勝行

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金
（平成20年岩手労働局最低賃金公示第2号）

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
（平成20年岩手労働局最低賃金公示第4号）

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

（平成20年岩手労働局最低賃金公示第3号）

岩手県自動車小売業最低賃金

（平成20年岩手労働局最低賃金公示第5号）